

しおかぜ

No.346 2021 9月号

藤沢税務署の人事異動7月10日発令.....2~3
第118回 税金よもやま話
『暦年贈与課税はなくなるの?』.....4~5
第43回『知って得する?』社労士の独り言
『令和3年度の最低賃金について』.....6
国税庁からのお知らせ.....7~8
医療百話
『成人側彎症』のロボット脊椎手術.....9
青年部会員募集のお知らせ.....9
令和3年度下期分口座振替のお知らせ.....10
おじゃましました♪会員訪問
Vol.039 茅ヶ崎石材工業株式会社さん.....11

 公益社団法人 藤沢法人会

署

長に千葉氏

藤沢税務署の人事異動

7月10日発令

藤沢税務署の定時異動が7月10日発令され、村上明雄署長は勇退され、新署長に税務大学校から千葉雅英氏が着任されました。法人課税部門では藤崎健一副署長が新宿税務署副署長として転出し、横須賀税務署から土屋澄生氏が法人課税担当副署長として着任されました。

また、法人課税第1部門統括国税調査官並びに審理担当上席国税調査官は異動となり、それぞれ石川博久氏、松永秀行氏が着任されました。

主な異動は3頁のとおりで、新体制がスタートしました。

着

任の御挨拶

藤沢税務署長

ちば まさひで
千葉 雅英



はじめに、本年7月豪雨等による各地の土砂災害により犠牲になられた方々に、深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心より御見舞いを申し上げます。

私は、この度の人事異動により、税務大学校から藤沢税務署長として転任して参りました。前任の村上同様、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人藤沢法人会におかれましては、川上会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方より、税務行政の円滑な運営につきまして、平素より深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

藤沢税務署は、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を管轄し、それぞれ、江の島をはじめとする観光都市、湘南海岸の一翼サザンビーチ、全国唯一の八方除で知られる寒川神社を有すると共に、東海道6番目の藤沢宿や箱根駅伝の遊行寺坂でも、その名を広く知られる地であります。また、いずれの地場からも文化、スポーツ及び芸術その他多彩な著名人を輩出されています。

そして、このコロナ禍において、藤沢市を含む湘南地区は、都心からの移住者が増加したと言われております。本当に望んでいる生活、豊かな暮らしがここにあることが、はからずも証明されたと言えるのではないのでしょうか。

このような地域を管轄する税務署長としましては、大変誇らしく思うと同時に責任の重さを感じております。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の経営者の団体である貴会は、健全な企業経営に役立つ税知識と経営力の向上を目的に、各部会・各委員会が様々な事業を企画・立案することにより、経営者の皆様が自ら視野を拡

げる活動を行っておられると伺っております。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮され、貴法人会が例年開催される事業活動の中止や延期を余儀なくされておられること、私も残念に思います。また、会員の皆様も経営者として、事業を稼働しながら感染防止対策等に多大なご苦勞をされておられることと存じます。

国税庁におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大状況等を鑑み、緊急事態宣言のほか、まん延防止等重点措置が発令されたことにより、厳しい状況におかれている納税者に対して、緊急経済対策として各種税制上の措置を行っております。

こうした中にあってもなお、私どもが国民から負託された「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすためには、税務行政の現状と取組を国民の皆様にはわかり易く説明して理解を深めていただくことが重要であります。また、e-Taxをはじめとする申告・納税における利便性の向上に取り組み、納税者の権利・利益の保護を図りつつ適正な調査・徴収を、継続して行っていくことが肝要であると考えております。

さらに、私どもが国民の信頼に応えていくためには、公的な役割を担う法人会など関係民間団体の皆様との協調関係を維持・推進していくことが、不可欠であります。

藤沢法人会の皆様におかれましては、今後とも税務行政の良き理解者として、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

末筆となりますが、公益社団法人藤沢法人会の益々のご発展とともに、会員の方々の事業のご繁栄、併せて、コロナ禍における皆様の安全と健康を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

藤 沢 税 務 署 の 主 な 人 事 異 動

【 新(留)任 】

| 職 名 | 氏 名 | 前 任 地 |
|---------------|-----------|---------------------------------|
| 署 長 | 千 葉 雅 英 | 税務大学校 和光校舎 主任教授 |
| 副 署 長 (法 人) | 土 屋 澄 生 | 横須賀税務署 特別国税調査官 (法人調査 (法人税等) 担当) |
| 副 署 長 (総 務) | 井 上 文 | 国税不服審判所 副審判官 |
| 副 署 長 (個 人) | 西 田 昭 夫 | 留 任 |
| 総 務 課 長 | 高 崎 健 治 | 留 任 |
| 税 務 広 報 広 聴 官 | 赤 澤 憲 一 | 留 任 |
| 税 務 広 報 広 聴 官 | 鳥 居 郁 子 | 緑税務署 総務課 課長補佐 |
| 特別国税調査官 (法人) | 溝 邊 康 人 | 留 任 |
| 特別国税調査官 (法人) | 根 岸 治 | 留 任 |
| 法人課税第1部門統括官 | 石 川 博 久 | 東京国税局 調査第三部 調査第30部門 総括主査 |
| 法人課税第2部門統括官 | 立 崎 勝 朗 | 留 任 |
| 法人課税第3部門統括官 | 平 松 武 義 | 東京国税局 査察部 査察第25部門 主査 |
| 法人課税第4部門統括官 | 野 口 博 | 留 任 |
| 法人課税第5部門統括官 | 菊 地 慎 一 | 留 任 |
| 法人課税第6部門統括官 | 柳 井 理 絵 子 | 留 任 |
| 連 絡 調 整 官 | 川 村 武 | 板橋税務署 法人課税第3部門 上席国税調査官 |
| 法人課税第1部門上席調査官 | 松 永 秀 行 | 戸塚税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官 |
| 法人課税第1部門調査官 | 木 下 真 輔 | 保土ヶ谷税務署 総務課 総務主任 |

【 転 任 】

| 職 名 | 氏 名 | 赴 任 地 |
|---------------|---------|-------------------------------|
| 署 長 | 村 上 明 雄 | 勇退 |
| 副 署 長 (法 人) | 藤 崎 健 一 | 新宿税務署 副署長 (法人内部) |
| 副 署 長 (総 務) | 野 城 卓 | 東京国税局特別機動徴収官 横浜中派遣 特別機動国税徴収官 |
| 税 務 広 報 広 聴 官 | 筧 晶 子 | 東京国税局 調査第二部 調査第2部門 総括主査 |
| 法人課税第1部門統括官 | 下 田 義 和 | 杉並税務署 特別国税調査官 (個人調査 (資産税) 担当) |
| 法人課税第3部門統括官 | 相 良 健 一 | 日本橋税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官 |
| 連 絡 調 整 官 | 池 田 文 宏 | 横浜南税務署 法人課税第1部門 連絡調整官 |
| 法人課税第1部門上席調査官 | 西 村 有 史 | 町田税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官 |



土屋副署長



石川1統括



松永上席



木下調査官

暦年贈与課税はなくなるの？



1 贈与税課税における2つの制度

贈与税は相続税の補完税としての性質を有しており、現行法は毎年基礎控除110万円を有する一年ごとに贈与税を計算する暦年贈与課税と、ある者からの贈与は相続時に精算することを前提に累積的に贈与税を計算する相続時精算課税の2つがある。

相続時精算課税制度は、暦年贈与に比べて件数は極めて少ない。一旦この制度を適用するとその贈与者との関係では暦年贈与に戻れず、一定の非課税の特例（住宅取得資金贈与、教育資金の贈与、結婚・子育て資金の贈与）は受けられるものの、それを除いては相続時に精算しなければならず、相続税の節税の点からすればメリットが少ない。一方暦年贈与を計画的に行えば、多額の相続税を節税することもできる。まさに暦年贈与は相続税対策の王道といわれる所以である。

2 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

現在政府税調が検討しているところによれば、金融資産の保有者が高齢者に偏っており、また、高齢者の相続が多くなると相続開始時には相続人も高齢者となっており、相続した財産が有効に活用されず、ひいては社会の発展を阻害するおそれがあるという。

そこで、贈与による早期移転を促すために、暦年贈与による非課税特例制度（住宅取得資金の贈与、教育資金の贈与等）を利用させることによって促すことになるが、富裕層が利用することとなる結果、相続税の持つ再配分機能を弱めることになる。そのため「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」をすることが必要だという。ただし、令和3年度の与党税制改正大綱には「基本的な考え方」の中でこの点を明記しているが、政府の税制大綱には「基本的な考え方」は含まれていない。

これを簡単にいうと、いつ贈与したとしても、その贈与を含めて相続税を計算することとし、相続税の総額は事前に贈与した否かによって変わらないとすることであり、結果贈与による節税効果のない制度を作ることである。いわば現行の相続時精算課税制度を原則として、暦年贈与の制度がなくなることをいうことに等しい。もっとも早期の資産の移転を図るためには何らかのインセンティブは必要であろうから、一定の非課税枠を設けざるを得ないと思われる。

かつて、昭和25年のシャープ勧告に基づく税制改正により、贈与した財産を相続時に累積して相続税として課税する制度が設けられていたことがあった。しかしながら、昭和28年には一生の累積課税に関する追跡調査が困難であること等を理由として累積課税は廃止された。それから約70年を経た現代において、事前に贈与により申告されたことを追跡することは、ICT技術の発展やマイナンバー制度の活用により事務量の負担は著しく軽減され、執行上の不安は少ないものと思われる。

また、諸外国においても、相続時に贈与部分を精算させる制度を採用しているところも多い。このようなことから、今後、政府税調では専門家による部会を立ち上げ検討することとされている。令和3年6月末時点では開催されていない。

3 令和3年税制改正

上記2の考えを踏まえて、富裕層の優遇とされている贈与税の特例について、一部改正が行われている。

教育資金の贈与の特例については、死亡前3年以内に贈与した信託受益権等の管理残額を相続税の対象としていたところ、年数にかかわらず、死亡時の管理残額を相続税の対象とした。ただし、受贈者がその相続開始時に23歳未満であること、学校等に在学している場合は除かれる。

また、結婚・子育て贈与の特例については、一定の変更を行った上で令和5年3月31日まで延長されたが、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえて、次の適用期限の到達時には廃止を含めた検討が予定されている。

4 今後の方向性

平成27年の相続税の改正により基礎控除がそれ以前の60パーセントとされたことから、相続税の申告者の課税割合は、4.5%から8.3%へ2倍近く増加することとなった。特に都内23区内では申告割合が40%を超えている区もあり、相続税に限られた富裕層だけが申告する税ではなくなっている側面がある。ちなみに、藤沢税務署管内の申告割合は20%強である。

超富裕層は別としても、現行の社会保障制度、とりわけ年金制度の現状からすれば、老後にある程度の金融資産を保有する必要がある。それと自宅を保有する程度の者が節税をして子供らに少しでも多くを相続させたいと思うことは何ら不思議なことではない。

また、現在の金利情勢からすれば、相続税の節税を行ったことでの税効果は、自己の金融資産を投資に回すよりも確実でその効果も大きい。

課税庁が平成に入って改正を行おうとした生命保険金の非課税枠の制限、遺産取得者課税への移行などは頓挫しており、今回の改正への試みがうまく行くかは、政治的な側面もあり予想できるところではないが、現在の暦年贈与制度や非課税制度が制限されることは十分に考えられる。

相続税対策は、相続対策という一面も有しており、保有財産の状況、相続をさせたい者の状況、事業承継の方法などにも左右され、ピンポイントの対策は効果が薄い。全ての財産の状況を勘案し、長期間をかけて行わなければ十分な効果を得られない。現状できることは早めに行うことは必須である。まずは顧問の税理士の方に相談をしていただければ幸いである。



「知って得する？」社労士の独り言 第43回

令和3年度の最低賃金について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

6月22日に厚生労働大臣から令和3年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を受けた中央最低賃金審議会は、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を7月16日に答申しました。この答申を受け、地方最低賃金審議会に地域別最低賃金額改定の目安である各都道府県の引上げ額は一律28円が示されました。

1. 最低賃金の決定と最低賃金審議会および地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して決定又は改定されることになっています。

①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされています。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することになっています。

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものではないとされています。

2. コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援について（雇用調整助成金等による対応）

以下は、7月30日に事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を促す観点から、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の特例措置について、以下の対応をとる予定です。

①雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：4/5 [9/10]、大企業：2/3 [3/4]（※1））以上を確保する予定です（※2）。なお、10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中に改めてお知らせします（8月8日現在での公表はありません）。

（※1）〔 〕内は、解雇等を行わない場合

（※2）上限額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）における「雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に従って対応。

②業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する予定です。その概要は、別紙（※3）をご参照ください。

（※3）別紙 [PDF形式] <https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000813239.pdf>

この他にも、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金があります。執筆時点で業務改善助成金についての公表はありませんが、最低賃金改定時までは要件緩和等が発表されるものと思います。

最低賃金が目安通りに28円の引き上げとなれば、最低賃金は1,040円となります。パートさんの中には扶養控除内で働く方もおられるので、労働時間の短縮など事業の運営にも影響が出るものと思われます。今から対応などを準備しておきましょう。

出典： 厚生労働省ホームページ（一部加筆修正しています）

令和3年10月1日から



登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

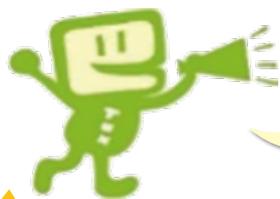
令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については次頁をご覧ください。

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

インボイスってナニ?

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書

〇〇株式会社 株式会社△△

●年■月分

| | | |
|------|-------|-----------------|
| ■月▲日 | 割りばし | 550円 |
| ■月▲日 | 牛 肉 ※ | 5,400円 |
| 合 計 | | 43,600円 |
| | | (10%対象 22,000円) |
| | | (8%対象 21,600円) |

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書

〇〇株式会社 株式会社△△(T.1234...)

●年■月分

| | | |
|---------------|-------|-----------|
| ■月▲日 | 割りばし | 550円 |
| ■月▲日 | 牛 肉 ※ | 5,400円 |
| 合 計 | | 43,600円 |
| 10%対象 22,000円 | | 内税 2,000円 |
| 8%対象 21,600円 | | 内税 1,600円 |

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ?

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(*)の保存等が必要となります。

(*) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



青年部会員募集!!

青年部会からのお知らせ

青年部会では現在部会員を募集しております。
 若手経営者・後継者・若手従業員を中心に主に
 次世代の子供たちに向けて税知識の普及に力を入れて活動してます。
 他に税務セミナー・異業種交流・社会貢献活動を行っており、青年部会活動
 に参加することで、事業の発展や新たな発見が見つかるかも…



加入資格

**当会会員(賛助会員含む)で
 50歳以下の男女問わず**

入会費、年会費はございません。
 (都度会費有り)

入会をご希望される方、また
 ご質問がございましたら
 事務局までご連絡下さい。
 (担当：赤石)



医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 副院長
 脊椎センター・脊椎側彎症センター長
 江原 宗平



年配の方の脊椎側彎症手術が驚くほど多くなっております。

当センターでは江原が脊椎側彎症の手術を前述のように多く
 行っており、その際に世界で初めてのハイブリッド脊椎手術シ
 ステムにナビゲーション脊椎手術、また本年4月からは日本で初
 めてのハイブリッド脊椎手術室におけるロボット脊椎手術を開始
 しており、このようなハイエンドスペックの最新機器を用いての
 脊椎手術を行なっています。

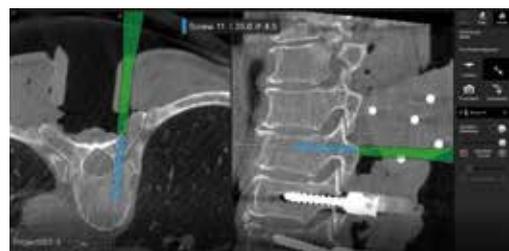
年配の方で増加する脊椎側彎症 「成人側彎症」のロボット脊椎手術

徳田虎雄先生よりお話があって、2004年脊椎センター・脊椎
 側彎症センターを開設以来、今日までに4,700例以上の脊椎手
 術を行ってきました。腰椎手術2,600例以上、頸椎手術800例
 近く、脊椎側彎症手術1,100例以上。脊椎側彎症手術は厚生労
 働省DPCデータでは2019年4月から2020年3月では全国で
 5位、関東で2位の手術件数でした。

脊椎の手術には腰部脊柱狭窄症や頸椎性脊髄症のような脊
 柱管内で脊髄や馬尾神経、神経根が圧迫されて症状が出る疾患
 と、もうひとつには脊柱変
 形、背骨が曲がるという疾
 患が実は大変多くありま
 す。背骨が横や前に曲がる
 ために、腰痛背部痛、歩く
 と息苦しい、逆流性食道炎
 などの症状が出ます。脊柱
 側彎症は、以前は10~20
 代の方の疾患でしたが、最
 近は成人側彎症とって



ARTIS phenoを中心とするハイブリッド手術シ
 ステムに、Cirqロボットアームシステムを連動



ロボットアームが正確なスクリーウの挿入をサポート
 より高精度かつ安全な手術を目指します

新入会員のご紹介

令和3年2月入会

| 支部 | 区分 | 法人名 / 屋号 | 代表者名 | 所在地 | 業種 |
|------|-----|--------------|-------|--------|----------|
| 茅ヶ崎南 | 3 正 | (株)C I E L O | 森谷 純司 | 茅ヶ崎市幸町 | サッカースクール |

令和3年3月入会

| 支部 | 区分 | 法人名 / 屋号 | 代表者名 | 所在地 | 業種 |
|-------|-----|----------------|-------|----------|-------------------|
| 藤沢南 | 7 正 | (有)もえの樹 | 石田 素子 | 藤沢市鶴沼藤が谷 | 介護事業 |
| 藤沢西 | 2 正 | (有)かさい珈琲 | 葛西 甲乙 | 藤沢市辻堂元町 | コーヒー販売業 |
| 藤沢西 | 7 正 | (株)T S K | 吉田 禎輔 | 藤沢市羽鳥 | 生命保険、損害保険、総合保険代理店 |
| 藤沢西 | 8 正 | (株)b u d d y | 齋藤 直行 | 藤沢市大庭 | アンカー工事 |
| 藤沢北東 | 5 正 | (株)G E N T E N | 青木 慶太 | 藤沢市円行 | 足場 |
| 藤沢北東 | 7 正 | 岸田園芸(株) | 岸田 洋 | 藤沢市高倉 | 造園業 |
| 茅ヶ崎南 | 6 正 | (有)後藤設備 | 後藤慎太郎 | 茅ヶ崎市柳島 | 管工事業 |
| 茅ヶ崎北東 | 2 正 | (株)鷹相田 | 相田幸規雄 | 茅ヶ崎市円蔵 | 建設業 |
| 寒川 | 4 正 | (株)R E T I C E | 原 卓 | 寒川町小谷 | 空調設備 |
| 藤沢北 | 7 賛 | R E X T O | 伊藤 亮 | 藤沢市瀬郷 | 塗装業 |

令和3年4月入会・・・入会なし

令和3年5月入会

| 支部 | 区分 | 法人名 / 屋号 | 代表者名 | 所在地 | 業種 |
|-------|-----|--------------------|-------|----------|--------|
| 藤沢南 | 6 正 | (有)とんかつわかさ | 小栗 誠 | 藤沢市鶴沼花沢町 | 飲食業 |
| 藤沢西 | 5 正 | (有)H A R M O N I E | 佐々木真也 | 藤沢市辻堂新町 | 福祉 |
| 藤沢東 | 3 正 | (有)ピー・アイ商事 | 新本 博之 | 藤沢市大鋸 | 不動産賃貸業 |
| 藤沢東 | 4 正 | (株)P - w e 湘南 | 北 修 | 藤沢市村岡東 | 塗装工事業 |
| 茅ヶ崎北西 | 5 正 | アスリートフィーリング(株) | 時崎 正浩 | 茅ヶ崎市新栄町 | サービス業 |
| 茅ヶ崎北西 | 3 賛 | S K ペイント | 加賀山 瞬 | 茅ヶ崎市下町屋 | 塗装業 |

令和3年6月入会

| 支部 | 区分 | 法人名 / 屋号 | 代表者名 | 所在地 | 業種 |
|-------|-----|------------|-------|---------|-----------|
| 藤沢東 | 3 正 | (株)湘南青木建築 | 青木 孝弘 | 藤沢市大鋸 | 建設業 |
| 藤沢北 | 1 正 | (株)アクアホーム | 秋永 祐司 | 藤沢市長後 | 建設業 |
| 藤沢北 | 6 正 | (有)プロス | 平森 知哉 | 藤沢市葛原 | 電気機械器具製造業 |
| 藤沢北東 | 1 正 | (株)共営製作所 | 白石 法行 | 藤沢市西俣野 | 製造業 |
| 茅ヶ崎南 | 3 正 | (一財)光之村 | 岡崎 芳子 | 茅ヶ崎市幸町 | 福祉関係事業 |
| 茅ヶ崎北東 | 3 正 | 湘南のぞみ税理士法人 | 阿部 豊明 | 茅ヶ崎市小和田 | 税理士業 |
| 茅ヶ崎北西 | 1 賛 | 池辺内装 | 石井 歩 | 茅ヶ崎市萩園 | 内装業 |

令和3年7月入会

| 支部 | 区分 | 法人名 / 屋号 | 代表者名 | 所在地 | 業種 |
|-----|-----|---------------|-------|-------|-----------|
| 藤沢北 | 5 正 | (有)エスケーエスサービス | 齊藤不二夫 | 藤沢市遠藤 | 空調工事、電気工事 |

※お問い合わせは事務局まで

※区分の正は正会員、賛は賛助会員になります。

※賛助会員としてご入会いただいた個人の方はお名前だけの表示とさせていただきます。(敬称略)

[3月入会] 井上和史

令和3年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

| 区分 | 資本金 | 月額 |
|---------------------------|----------------------|--------|
| 正会員 | 300万円以下 | 800円 |
| | 1,000万円以下 | 1,300円 |
| | 3,000万円以下 | 1,800円 |
| | 5,000万円以下 | 2,400円 |
| | 5,000万円超 | 3,000円 |
| 特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人) | | 100円 |
| 賛助会員 | 法人会活動に賛同される個人又は個人事業者 | 500円 |

□口座振替契約の皆さまへ

令和3年度下期(令和3年10月1日～令和4年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

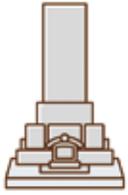
※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和3年11月15日

□口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444



おじゃましました♪ 会員訪問

vol.039 江戸期から続く「茅ヶ崎石材工業」さん

地元茅ヶ崎で、心の癒やしとご供養のお手伝い

茅ヶ崎駅から徒歩8分。十間坂交差点近くに「茅ヶ崎石材工業」があります。東海道を面した展示場には、墓石をはじめ、灯籠やオブジェなど各種石材が並び目を引きまします。明治36(1903)年に創業し、昭和48(1973)年に設立した歴史ある会社です。「私は4代目に当たります。江戸期の廻船問屋が発端で、その後、石材を扱うようになりました」。そう話すのは、富田桂司専務取締役。(代表は富田庄司氏)

一級石材施工技能士、一級土木施工管理技能士、墓地管理士、お墓ディレクター1級の資格を持ち、石材加工、仏壇、仏具販売、造園、建築土木請負、霊園造成、石碑やモニュメント、オブジェのデザイン制作やプロデュースまで幅広く活動しています。

代表的な工事に「寒川神社」「寒川駅」「茅ヶ崎文化会館」「北村水産」「岩本楼」「長谷寺(鎌倉市)」などがあり、東日本大震の被災地に記念石碑を設置した「八戸スタジアム津波記憶石事業」や「世界遺産復興事業(アンコールワット遺跡ODA支援事業)」など、社会貢献活動にも力を注いでいます。

「古来より墓石は亡き人に対する心象を形とし、祈りの具象として現在の石碑となったもの。祈りの対象としてのかたちを創り続けたい。これからも人と人とのつながりを大切に、信頼関係を築きながら、生まれ育ったこの地(茅ヶ崎)に貢献したいと思っています」(富田さん)



▲八戸市の「ダイハツスタジアム」に設置された津波記憶石
(彫刻家 日本彫刻協会会長 神戸峰男氏)



◀茅ヶ崎の烏帽子岩をモチーフにしたオブジェ「えぼし麻呂」



◀寒川神社の手水舎と灯籠



▶長谷寺の十一面観音像

墓石は心と心をつなぐご供養です！
この心を大切に継承していきます！



新青年部会長に就任した富田さん。青年部では研修会、研究会、講演会等を開催。小学校の「租税教室」では税の大切さや役割について教えています。

江の島にある老舗旅館「岩本楼」の石垣。



茅ヶ崎石材工業株式会社



《業務内容》

石材の加工、仏壇、仏具販売
造園、建築土木請負、霊園造成・紹介
テナント、アパート、不動産賃貸業ほか

- ・一般社団法人 全国優良石材店の会(全優石) 神奈川支部長
- ・神奈川県石材連合会 神奈川中央石材組合 藤沢支部長
- ・茅ヶ崎石材商組合 組合長



◀展示場では各種石材を見ることができます。

《展示場》

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-4-27

TEL:0467-86-8624 FAX:0467-86-8638

営業時間 午前9時～午後5時

定休日 火曜日、第1、第3水曜日

MAIL: info@chigasakisekizaikougyou.co.jp

HP: http://www.chigasakisekizaikougyou.co.jp



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン
総合型V⁺Mタイプ
(大同生命の定期保険+ AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中 無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

湘南支社/
神奈川県藤沢市鶴沼東1-1(玉半ビル4F)
TEL 0466-26-1616

AIG AIG損害保険株式会社

藤沢支店/
神奈川県藤沢市藤沢484-1(藤沢アンバービル6F)
TEL 0466-25-6881

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2019-1013(2019年8月27日) 19-073030 2021-8